

令和元年度第2回菰野町地域公共交通会議 議事録（案）

開催日時	令和元年8月21日（火）9時30分～11時45分			
開催場所	保健福祉センターけやき 2階けやきホール			
出席委員	25名	欠席委員	0名	傍聴人 20名
議事次第	<p>1 開会</p> <p>2 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）菰野町地域公共交通会議設置要綱の改正について</p> <p style="padding-left: 20px;">（2）新モビリティサービス推進事業について</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）10月1日変更 コミュニティバス時刻について</p> <p>3 協議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）のりあいタクシーの新規乗降場所（案）について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>			
	<p>1 開会</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局から、委員25名のうち、25名が出席しており、会議が成立したことを報告</p> <p>2 報告事項</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）菰野町地域公共交通会議設置要綱の改正について</p> <p style="padding-left: 40px;">事務局から資料1-1、1-2、1-3に基づき説明</p> <p style="padding-left: 40px;">第9条会計の追加</p> <p style="text-align: center;">————— 質疑、意見なし —————</p> <p style="padding-left: 40px;">（2）新モビリティサービス推進事業について</p>			

事務局から資料2に基づき説明

単年事業であることから、令和2年3月に事業完了となる

————— 質疑、意見等なし —————

(3) 10月1日変更 コミュニティバス時刻について

事務局から資料2-1に基づき説明

前回の第1回地域公共交通会議で承認いただいた内容について、事業者と協議の元、最終案として10月1日から運行していく。

(座 長)

これまでの時刻表はそれぞれのコースごとに時刻が出ていたわけですが、資料2-1では色々なコースと一緒に記載されています。同じところを複数のコースが重複していて、(コースごとに) ばらばらに見ると少ないように感じますが、まとめて見ると多く走っているところもあることが見ていただけるかと思います。第1回の地域公共交通会議でも申し上げましたが、少し変更することでより便利になるところがあるということです。

————— 質疑、意見等なし —————

3 協議事項

(1) のりあいタクシーの新規乗降場所(案)について

事務局から資料3-1、3-2、3-3、3-4に基づき説明

7月6日から町内5地区において、地域懇談会を実施。柔軟に設置場所を検討し、エリア内の全病院、診療所及び公会所、金融機関、郵便局等を乗降場所とする他、地域の要望から上記以外の乗降場所も追加している。町ホームページで地図を表示できるようにする。

(座 長)

南部エリアはこれまで運行していたところに加えて乗降場所を増やそうとしている、北部は新設なので一から場所を決めていただいたという

ことですね。今回の資料では（表と地図が対照できないので）町外の方は分かりづらいと思いますので、工夫していただかないといけません。

（事務局） 本日の資料では、乗降場所番号が設定されておりませんが、これから委託先との調整の中で番号をつけていき、見やすく作成いたします。

（委員） 地域懇談会を開いていただいて、地元の皆さんの公共交通への関心が高いことに驚いたところです。そういったことから地区として公共交通についての議論を深めていかなければいけないと考えています。そして、100%とはいかないまでも要望の強い部分については、積極的にこの場をお願いをしていこうと考えています。

まず、のりあいタクシーの乗降場所についてですが、今回の乗降場所の案以外にも既にここに欲しいという声があります。そういったことについて、柔軟に増やしていただきたいのが一つです。もう一つが、北部エリアから南部エリアにある病院や駅、保健福祉センターけやき、役場に行くには、コミュニティバスを利用しないとけません。高齢者ですと乗り換えは大変という声もあります。これはやむを得ないことではありますが、将来的にはコミュニティバスの本数を増やして便利に使えるようにしていただければと思います。

（事務局） 今回御提案している乗降場所案の中には、区の中で選定いただき要望のあった場所についても設定しています。安全に乗降が可能と判断でき、のりあいタクシーの表示が可能な場所であれば、新たな乗降場所として対応させていただきます。今後も乗降場所については柔軟な対応が出来ると考えていますが、安全に乗り降りができ、のりあいタクシーの表示が可能な場所である必要があります。御要望いただく際には、それらの点に御留意いただき選定をお願いしたいと思います。

コミュニティバスの増便につきましても、町として利便性の向上を目指しておりますので、御意見をいただきたいと考えています。また、地域懇談会で挙げた御意見等、詳細を取りまとめた上で報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

（座長） のりあいタクシーの運送許可については、安全上問題ない所であることは前提として、エリア内であればどこでも自由に乗降できるものとなっています。しかし、本当にどこでも乗車できるようにしてしまうと、どこに配車するか分からなかったり、効率が悪くなるので、ある程度（乗降

する場所を) 決めていきたいと思いますという事です。

ただ、バスほど(乗降場所の間隔が)遠いのは良くないので、なるべく近い所で置けると良いという考えでやっているのです、そういう意味で柔軟に対応できると考えています。ですが、ここで注意いただきたいのは、例えば地域の要望として出していただいた場所について、いざ設置すると現実味を帯びると周辺住民が反対されるということも起きうるということで、地域での協力の中で納得していただいた上で、要望として挙げていただきたいというお願いです。

もう1点も大事なところで、町北部については、10月1日からのりあいタクシーの運行を開始する一方で、報告事項3のとおりコミュニティバスの若干の増便を行いました、それだけではまだ少ないと考えています。北部だけでも行けるところはありますが、町民のバスの利用したいという中で多くの方が行きたいと思う保健福祉センターけやき、菰野駅、厚生病院は直接いくことはできません。(のりあいタクシーで)直接行くとなると、往復の時間は他の人が利用できなくなるので、これを避けるためなるべく北部だけで動いて、朝上地区コミュニティセンターと尾高口から乗り継いでもらうという仕組みにしています。その代わり、朝上地区コミュニティセンターまで多くのコミュニティバスが来るようにしなければいけません。これは10月からどれぐらい乗ってくれるかにもよりますが、増やしていったけれど利用が少ないということがないようにお願いしたいと思います。

(委員)

資料3-3、資料3-4を見ていると、恐らく中部エリアはコミュニティバスで補っているのかと思います。見せ方の話になりますが、こういった枠でくくることで、自分の住んでいる所は南部エリアにないのでのりあいタクシーがないのだと見られると、住民の方に不公平感が生まれるかと思いますが、例えば、コミュニティバスで行けますといった記載をする等、方法をお考えいただければと思います。また、特に北部エリアについてですが、町外の本当は行きたいところ、普段行くところでバスや鉄道を使っても実は行けないところがあるのではと思います。そういった所へのアクセスも将来的には考えていただければと思います。

(事務局)

現在運行のない地域についても来年度にはエリア拡大し、町内全域でエリアを3つに区分しコミュニティバスとの繋ぎ込みの形(エリア間を跨ぐ移動にはコミュニティバスに乗り換える)でのりあいタクシーの運行を考えています。本協議事項でお示ししている乗降場所案では、北部エ

リアでは朝上地区コミュニティセンターと尾高口の2カ所を乗り継ぎの場として設定し、のりあいタクシーの料金でコミュニティバスへ乗り継ぎ南部まで行けるといいう運行方法です。その(コミュニティバスとのりあいタクシーとの)繋ぎ込みの中でMaaSの仕組み、先ずはAI配車を取り入れることで、効率の良い運行をしていきたいと考えています。

また、北部地域の生活圏は町内だけでなく町外に多いところがあるため、近隣市町との連携があろうかと思えます。今はのりあいタクシーの運行がない竹永地区では以前は三岐鉄道の保々駅までバスで繋ぎ込んでいたところから保々駅との連携、南部地域ですと桜駅に行かれる方もいらっしゃいます。行政圏の関係ですと、三泗地区広域市町村連携の中で昨年からは広域の交通圏について検討を行っているところではありますが、行政圏上繋がりが薄い市町もあるため、広く検討が必要と考えています。

(座長)

乗り合いタクシーの場合でも他の自治体に乗り入れるのは十分あり得ますし、実際に事例はたくさんあります。ただ、他の自治体に他のタクシー会社があったりすると、乗り合いタクシーが乗り入れることで乗客がそちらに流れてしまいタクシー会社が困るといのは必ず出てくることなので、しっかりと調整していく必要があります。あくまで一例ですが、こちらから行くときは町内タクシー会社、逆にこちらに来るときは相手の自治体のタクシー会社を乗り合いタクシーとして運行してもらう方法を取っている自治体もあります。最初から出来ないから止めるのではなく、需要があるのであればぜひ積極的に取り組んでほしいと思います。同時に、利用される方においても、積極的に利用していただきたいです。

他に何か御意見、御質問などございませんか。

乗降場所についての御意見については地区で伺っていく他、病院などで今回乗降場所としなかった所でも今後設定して欲しいという声が挙がるかもしれません。これからの見直しは必要であれば当然行うものとして、10月から始めていくに当たっては、協議事項「(1)のりあいタクシーの新規乗降場所(案)について」の内容で進めることについて、御異議はございませんでしょうか。

委員全員異議なし

(座長)

それでは、協議事項「(1)のりあいタクシーの新規乗降場所(案)について」、合意いただいたものといたします。

4 その他

(事務局) 委員の皆様にお願いがございます。のりあいタクシーの説明会を特に北部エリアで行っていく予定で、複数の団体から既に依頼をいただいています。今後も、説明の場を望む声があれば対応していくので、地域住民の代表の委員の皆様を通じて依頼いただければと考えております。

(座 長) 委員の皆さんもぜひ一度お試しいただいて、使い勝手を見ていただけたらと思います。予約制のもののお大半は、利用したことがないので乗らないとなっていて、特定の利用者が多くなるという傾向にあります。なので、(多くの人に)使い勝手が良くて簡単に利用できるということを思っていたらいいので、委員の皆さんも試していただいて、問題があればこの協議会の中で言っていただく、使い勝手が良ければぜひ周りに勧めていただけたらと思います。

パンフレットはいつ頃作成予定ですか。10月の広報に載りますか。

(事務局) 10月の運行開始に合わせ広報誌、ホームページ等で周知を図ります。また、パンフレットについてはコミュニティバスの増便と併せて作成に取り掛かっているところです。

(座 長) 今の実績を見ますと、コミュニティバスの乗り継ぎ利用はほとんどありません。南部では主に行きたいところに直接行けるので、わざわざ乗り継ぐことが考えられないためこれが当然ですが、北部については乗り継ぎが前提でないと利用が増えない、あるいは使い勝手が悪いとなるので、乗り継いで使うということを意識してやらないといけません。これは、全国的にもあまり上手くいっていないことで、今回かなりの挑戦になります。

それを何とか上手く実現するためにも、まさにインターネットで予約して配車する仕組みを入れないといけないということで、事業として行うことになったということです。もちろん実際に使いたい方がスマートフォンを使えないから予約できないということではなく、電話をすれば予約が出来るものですが、配車についてはAI配車をということです。事務局からもAI配車の話が出ましたが、これまで南部エリアの配車は委託業者が手入力で行ってききましたが、様々な人が予約する中でどうやって上

手く繋いで多くの人を乗せるか、これをAIだと上手く考えてやってくれます。これを北部でも上手く機能させて、AI配車で降りたらコミュニティバスがあり南部エリアまで行けるような仕組みが今回目指す姿です。

そういう意味では、委託業者に予約を受けてもらって乗り継いでといった配車を実際にやってみないと分からない事が多く、全員でトレーニングをしていかないと良くなならない仕組みです。なので、皆さんにはぜひ使っていただきたいと何度でもお願いしたいと思います。

次回、地域公共交通会議はいつ頃を予定していますか。

(事務局) 例年であれば1月頃に開催していますが、新モビリティサービス推進事業の進捗状況によっては、年内にも開催をしていく必要があると考えています。

(座長) (新モビリティサービス推進事業として) 年度内に具体的な事業をやっていくことになるので、それについての説明やお願い、検討をすることがあるかもしれないので、そういったスケジュールということですね。

5 閉会

(会長) 委員の皆様には、御審議を賜りまして誠にありがとうございます。これにて令和元年度第2回菰野町地域公共交通会議を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。